

沖縄労働局発表
令和元年6月25日

担当	労働基準部 監督課
	課長 山口 昌平
	主任労働基準監察監督官 平良 喜作 電話：098-868-4303

夏休みに向け高校生等のアルバイトトラブル防止のため要請 ～ 深夜業の禁止、労働条件書面明示、最低賃金等の理解・遵守を ～

沖縄労働局労働基準部（部長 仁木真司）は、これから県内の高等学校等で夏休みを迎え、高校生等の年少者がアルバイトで就業する機会が予想されることから、労働基準関係法令が遵守されるよう、

沖縄県教育庁など（3部署）・経営者団体（6団体）（※）
に対して、令和元年6月20日に要請を行いました。（別添のとおり）

今回の要請は、高校生等の年少者が就業する際に特に留意すべき事項（深夜業の禁止、労働条件書面明示及び最低賃金額など）について、

- ・ 県教育委員会等から学校関係者を通じて生徒や保護者へ
- ・ 経営者団体等から各事業主へ

労働基準関係法令の内容・趣旨について、改めて注意喚起を行うことで、高校生等年少者がアルバイトで就業する際のトラブルを未然に防止する目的で行ったものです。

なお、アルバイトを含む労働関係のトラブルで困ったときには、労働局や労働基準監督署に設けられた「総合労働相談コーナー」に御相談いただけます。

（※） 要請を行った機関及び団体

沖縄県教育庁県立学校教育課、同義務教育課、沖縄県総務部総務私学課
一般社団法人沖縄県労働基準協会、一般社団法人沖縄県経営者協会、沖縄県商工会連合会、
沖縄県商工会議所連合会、沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県中小企業家同友会

1 要請の概要（特に留意すべき事項）

(1) 高校生の場合は、特に以下の点に注意して下さい。

- ① 満18歳未満の年少者は、**深夜時間帯（午後10時から翌日午前5時まで）**の就労が原則として**禁止**されていること。【労働基準法第61条】
- ② 就労することが決まった場合に、使用者は**労働条件を書面で交付**する方法により明示しなければならないこと。【労働基準法第15条】
- ③ 満18歳未満の年少者に対しても**沖縄県最低賃金（時間額762円）**が適用されること。【最低賃金法第4条】
- ④ 満18歳未満の年少者は、原則として労働時間は1週間40時間、1日8時間を超えることはできない。【労働基準法第32条】また、原則として休日は毎週1日与えなければならない。【労働基準法第35条】
- ⑤ 満18歳未満の年少者は、危険有害業務（重量物の取扱い、運転中の機械の掃除、検査、修理の業務等）への就業が制限又は禁止されていること。【労働基準法第62、63条】
- ⑥ 満18歳未満の年少者を使用する事業場は、年齢を証明する書面（住民票記載事項証明書）の備え付けが必要であること。【労働基準法第57条】

(2) 中学生の場合は、特に以下の点に注意して下さい。

- ① **中学生以下の児童**（満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで）は、原則として**就労が禁止**されていること。【労働基準法第56条】
- ② 上記（1）の例外として就労する場合には、所定様式により所轄労働基準監督署長の許可を受けることが必要であること。（許可申請には学校長による、その者の修学に差し支えないことの証明書が必要であること。【労働基準法第56条】）
- ③ 上記1①から⑥についても、適用されること。

※ 参考：別添リーフレット「高校生等を使用する事業主の皆様へ～年少者にも労働基準法が適用されます！～」

2 アルバイトのトラブルで困ったときには、お近くの労働局や労働基準監督署に設置された「総合労働相談コーナー」にご相談いただけます。

相談コーナー（設置場所）	電話番号
総合労働相談コーナー（沖縄労働局内）	098-868-6060
那覇総合労働相談コーナー（那覇労働基準監督署内）	098-868-8008
沖縄総合労働相談コーナー（沖縄労働基準監督署内）	098-982-1400
名護総合労働相談コーナー（名護労働基準監督署内）	0980-52-2691
宮古総合労働相談コーナー（宮古労働基準監督署内）	0980-72-2303
八重山総合労働相談コーナー（八重山労働基準監督署内）	0980-82-2344

写

沖勞基発 0620 第 2 号
令和元年 6 月 20 日

〇〇〇〇（沖縄県の各教育担当部署の長） 殿

沖縄労働局労働基準部長

印

高校生等年少者の労働条件等の履行確保について（要請）

平素より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、満 18 歳未満の年少者を労働者（アルバイト等を含む。）として使用する場合には労働基準法に定める制限等があるほか、中学生以下の児童についてアルバイト等で就労させることは原則禁止とされております。

つきましては、これから県内の中・高等学校が夏休みを迎えるに当たり、中・高校生（以下「高校生等」という。）がアルバイトを行う機会が増加することが予想されることから、下記について、県内の各中・高等学校を通じて高校生等及びその保護者に周知と注意喚起が行われますよう御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、別添「高校生等を使用する事業主の皆さんへ」において、労働基準法等で定められている事項を列挙しておりますので、御参照ください。

また、労働関係の紛争（アルバイトのトラブルを含む。）につきましては、労働局や労働基準監督署に設けられた「総合労働相談コーナー」に御相談いただけます。

記

- 各高等学校において特に周知いただきたいこと
 - 満 18 歳未満の年少者は、**深夜時間帯（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）**の就労が原則として禁止されていること。【労働基準法第 61 条】
 - 満 18 歳未満の年少者は、原則として労働時間は **1 週間 40 時間、1 日 8**

時間を超えることはできない。【労働基準法第 32 条】また、原則として休日
は毎週 1 日与えなければならない。【労働基準法第 35 条】

(3) 満 18 歳未満の年少者は、**危険有害業務**（重量物の取扱い、運転中の機械の掃除、検査、修理の業務等）への就業が制限又は禁止されていること。

【労働基準法第 62、63 条】

(4) 年少者に対しても**沖縄県最低賃金**（現在は時間額 **762 円**）が適用されること。【最低賃金法第 4 条】

(5) 就労することが決まった場合に、使用者は労働条件を書面で交付する方法により明示しなければならないこと。【労働基準法第 15 条】

(6) 年少者を使用する事業場は年齢を証明する書面（住民票記載事項証明書）の備え付けが必要であること。【労働基準法第 57 条】

2 各中学校において特に周知いただきたいこと

(1) 中学生以下の児童（満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで）は、原則として**就労が禁止**されていること。【労働基準法第 56 条】

(2) 上記（1）の例外として就労する場合には、所定様式により所轄労働基準監督署長の許可を受けることが必要であること。（許可申請には学校長による、その者の修学に差し支えないことの証明書が必要であること。【労働基準法第 56 条】）

(3) 前記 1（1）から（6）についても、適用されること。

（担当）沖縄労働局労働基準部

主任労働基準監察監督官 平良

電話 098-868-4303

添付資料 「高校生等を使用する事業主の皆さんへ」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-8a.pdf>

写

沖 勞 基 発 0620 第 3 号

令 和 元 年 6 月 20 日

〇〇〇〇（各経営者団体等の長） 殿

沖繩労働局労働基準部長

印

高校生等年少者の労働条件等の履行確保について（要請）

平素より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、満 18 歳未満の年少者を労働者（アルバイト等を含む。）として使用する場合には労働基準法に定める制限等があるほか、中学生以下の児童についてアルバイト等で就労させることは原則禁止とされております。

つきましては、これから県内の中・高等学校が夏休みを迎えるに当たり、中・高校生（以下「高校生等」という。）がアルバイトを行う機会が増加することが予想されることから、下記について、改めて周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、別添「高校生等を使用する事業主の皆さんへ」において、労働基準法等で定められている事項を列挙しておりますので、御参照ください。

記

- 1 高校生（満 18 歳未満）を使用する場合に特に注意いただきたいこと
 - （1） 満 18 歳未満の年少者は、**深夜時間帯（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）**の就労が原則として禁止されていること。【労働基準法第 61 条】
 - （2） 満 18 歳未満の年少者は、原則として労働時間は **1 週間 40 時間、1 日 8 時間**を超えることはできない。【労働基準法第 32 条】また、原則として**休日は毎週 1 日**与えなければならない。【労働基準法第 35 条】
 - （3） 満 18 歳未満の年少者は、**危険有害業務**（重量物の取扱い、運転中の機械の掃除、検査、修理の業務等）への就業が制限又は禁止されていること。

【労働基準法第 62、63 条】

- (4) 年少者に対しても**沖縄県最低賃金**（現在は時間額 **762 円**）が適用されること。【最低賃金法第 4 条】
- (5) 就労することが決まった場合に、使用者は労働条件を書面で交付する方法により明示しなければならないこと。【労働基準法第 15 条】
- (6) 年少者を使用する事業場は年齢を証明する書面（住民票記載事項証明書）の備え付けが必要であること。【労働基準法第 57 条】

2 中学生を使用する場合に特に注意いただきたいこと

- (1) 中学生以下の児童（満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで）は、原則として**就労が禁止**されていること。【労働基準法第 56 条】
- (2) 上記（1）の例外として就労する場合には、所定様式により所轄労働基準監督署長の許可を受けることが必要であること。（許可申請には学校長による、その者の修学に差し支えないことの証明書が必要であること。【労働基準法第 56 条】）
- (3) 上記 1（1）から（6）についても、適用されること。

（担当）沖縄労働局労働基準部

主任労働基準監察監督官 平良

電話 098-868-4303

添付資料 「高校生等を使用する事業主の皆さんへ」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-8a.pdf>